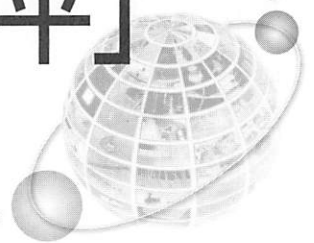


デジタル社会の「地平」

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



このほど成立したデジタル改革関連法は、新法と改正法を合わせて60以上の法律が束ねられている。その中の一つが改正個人情報保護法（以下、「改正法」）だ。「改正」により、国、自治体、民間機関の個人情報保護のルールが一本化される。野党やメディアの多くは、これを個人情報保護の「後退」だと批判した。一方、経済界を中心に、「改正」を日本社会の「更新（アップデート）」と評価する意見もあった。丸川五輪相の言葉（失言？）を借りるならば、両者は「全く別の地平から見ている」感がある。

効率化

「改正法」の自治体への影響を論じる前に、まずは「地平」の違いを整理してみたい。

国語辞典によれば、「地平」とは物事を判断する際の思考の範囲だという。「改正法」の是非だけでなく、自治体における新たな個人情報保護のあり方を考える上で、どの「地平」をめざすのかは大事だ。

「改正法」の「地平」を象徴する用語が、1条の目的に盛り込まれた。それが「デジタル社会」だ。旧法の「高度情報通信社会」という用語が差し替えられた。1条の文脈からすれば、「デジタル社会」の進展という現状認識を確認しただけの規定だ。



ただ、「改正法」とは別の「地平」からみると、これは大きな変化といえる。物事を0か1かに置き換えて認識し、表現するのがデジタルだ。アナログの連続性に対して、デジタルは非連続性という特徴がある。こうした語感から「デジタル社会」に冷たさを直感、予感する人もいる。「デジタル社会」とは、情報化によって日々の仕事や生活の効率化を進める社会である。

コロナ禍における特別定額給付金の申請やワクチン接種の予約など、従来のアナログな手続きの非効率性が明らかになった。逆に、デジタルな手続きの効率性を実感した市民は多い。また、ハンコに象徴されるアナログな真正性の確認も、マイナンバーカードのようなデジタルに切り

替えた方が効率的ともいえる。こうした「地平」から見れば、「改正法」が掲げた「デジタル社会」は、あらゆる市民が歓迎しているかのようにも思える。

しかし、諸手続きのデジタル化によって本当に業務が効率化するのだろうか。また、高齢者、障害者、ホームレスのような社会的弱者にも、「デジタル社会」の恩恵は及んでいくのだろうか。こうした「地平」から「デジタル社会」の隅々まで見渡すと、決してバラ色ではないことがわかる。

人間はつながり、社会を形成していく。時間も空間も連続しているのが人間の営みである。「デジタル社会」の0と1の狭間に、こぼれ落ちた人がいないか探し、一人一人の多様な生を支援する。コロナ禍における自治体現場の奮闘にみられる、人間的な仕事のあり方も大切だ。

情報化

業務の効率化のために情報化を進めるのが「デジタル社会」である。先に述べたように、諸手続きの情報化が進み多くの人が効果を実感している。しかし、社会的に大きな関心



と参加を集めて始まった情報化の中には、陳腐化して使い物にならないものも少なくない。

その一例が、COCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）である。厚生労働省によれば、21年5月28日の時点で、2796万件のダウンロードがあったという。そして、陽性登録件数は1万7126件だ。こうした数字だけを見ると、市民に活用されているようにみえる。

ただ、陽性登録件数は同時期の陽性者総数の2%あまりでしかない。プライバシー保護を確保しつつ、陽性者との接触可能性を通知するのがCOCOAである。そのコンセプトは評価したいが、残念ながら目的を達成したとは言い難い。

私自身もCOCOAをスマホにダウンロードしているが、「陽性者との接触は確認されませんでした」という表示が毎日続く。ただ、陽性登録件数がきわめて少ないため、安心はできない。気休めにもならない「御守り」の開発費は約4億円だという。

もちろん効果的な情報化も少なくない。しかし、情報化の成否をきちんと見極め、早期の改善や撤収を怠らないと税金のムダ使いになる。

また、個人データを活用する情報化については、事業者への「丸投げ」ではないけない。費用対効果とともに、安全性についての事前・事後の慎重な検証が必要不可欠だ。

「デジタル社会」の「地平」は情報化についてもバラ色に描く傾向が強い。情報化は業務のコスト削減につながるかとされるが、要否と安全性の検証というコストも大きいことを忘れてはならない。

標準化

情報化を進めていく上で、大きな課題となるのが業務の標準化である。業務システムの開発や運営をする事業者の悩みの一つが、自治体によって業務の進め方や書式等が大きく異なることだという。自治体業務の多様性に合わせて調整するカスタマイズには、予算的にも人的にも限界がある。

こうした現場の「地平」からすれば、業務の情報化と標準化は強く結びついている。業務の多様性をなくすれば、情報化のコストも低減され効率的に運用できる。

また、時間軸で「地平」を見渡す

と、これが喫緊の課題であることがわかる。そうしたビジョンを整理したのが、地方制度調査会の「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（20年6月26日）である。答申は「人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃」の変化と課題を念頭に、「システムの標準化」と「業務プロセスの標準化」等の必要性を説く。

この中でたびたび使われる言葉が「資源制約」だ。人口減少は税収だけでなく、自治体の業務の支え手・担い手の減少をもたらす。こうした「地平」からすれば、情報化による業務の効率化と、前提になる業務の標準化を進めることは待ったなしだ。それによって、「資源制約」の下で業務の質を維持・向上できると考えられている。

問われる「自治」

標準化はシステムや業務の範囲にとどまらず、個人情報保護という制度にまで及んだ。

今回の「改正法」につながる有名なキャッチコピーがある。それが

「2000個問題」だ。個人情報保護のルールが国、地方、民間で2000個あり、それが「個人データ流通の阻害要因」（日刊工業新聞社説21年1月15日）になっているという指摘・批判である。

今回の「改正法」によりルールの共通化が行われ、問題は解消された。自治体における個人情報保護も「改正法」を標準として行われることとなる。

標準化と情報化による業務の効率化という意義は否定しない。しかし、自治体は「改正法」に黙って従うだけで良いのだろうか。個人データの活用促進を求める経済の論理に奉仕し、市民を置き去りにして物事を進めて良いのだろうか。

「デジタル社会」の行き過ぎをいさめ、市民の権利保障を進める「別の地平」、つまり「自治」が、自治体に求められている。それは効率化、情報化、標準化という「地平」にはない、もう一つの「地平」を切り開くことである。

従来の制度を守るのではない。また、「改正法」にすべてを委ねることでもない。0と1の狭間にある、もう一つの個人情報保護のあり方を次回は探っていきたい。